

『新わたしたちのまちづくり』

～No.8～

横芝町では建築物を建てる際には確認申請が必要となっており、敷地に対する建築物の大きさについての制限（建ぺい率、容積率等）が定められています。

既にお知らせしておりますように、法律の改正により、建築物の大きさの制限について改めて選択することとなり、用途が決められている地域は平成15年1月までに、また、用途の決められていない地域（白地地域）は平成16年5月までに、それぞれ決定することとなっております。

○用途地域内の建築形態規制について

10月の縦覧等により皆様方からご意見を伺い、検討した結果、現在の規制を変更せず、同じ規制値で平成15年1月に決定することとしております。

○白地地域の建築形態規制について

都市計画区域内の用途地域が定められていない地域（白地地域）についても、一律規制から土地利用の状況に応じ、また近隣町村の動向も見ながら、横芝町の土地利用に合った規制を選択し、設定することとして検討をすすめてまいりましたが、このたび、案がまとまりましたのでお知らせいたします。

◎改正内容

内 容	現 行	改 正 案
容 積 率	4 0 0 %	2 0 0 %
建 ぺ い 率	7 0 %	6 0 %
斜線制限	道路斜線 $\angle 1.5$	道路斜線 $\angle 1.5$
	隣地斜線 $3.1\text{m} + \angle 2.5$	隣地斜線 $2.0\text{m} + \angle 1.25$

なお、説明会を平成15年1月下旬頃に開催することを予定しておりますが、詳細につきましては、広報1月号でお知らせいたします。